

## 入院時食事療養費 一部負担金について

2026年6月1日

入院時食事療養費(食事代)の患者さんの保険診療の一部負担金は下表の通りとなります。

1日3回を上限として算定いたします。小児病棟のおやつは算定対象外となります(無料)。

厚生労働省の通知により経管栄養剤および乳幼児のミルクにつきましても1回1食としての取り扱いとなります。また、経管栄養剤につきましては種類によって食事療養費として算定するものと薬剤料として算定するものがございます。

なお、労災・公務災害の方で私傷病の特別食(治療食)は76円/食の負担金、自費の方は730円/食、特別食(治療食)76円/食、食堂加算50円/日(全て税抜)の負担金となります。

問い合わせ先 1階 5番入院・退院受付

区分		患者負担額(1食あたり)
一般		550円
	指定難病患者、小児慢性特定疾病等※	330円
限度額適用認定証 区分才、低所得Ⅱ	1年間の入院期間90日以内	270円
	1年間の入院期間90日超	220円
低所得Ⅰ		130円
生活保護受給者		0円

※ その他医療証に金額の指定がある場合はその金額となります。

※ 入院基本料が医療証の適用となった場合にのみ適用となります。

(別疾患の治療が主となる場合は医療証を使用しても適用となりません)。

川崎市立多摩病院 医事課